



2018年12月13日

各 位

会社名 株式会社ファンケル
代表者名 代表取締役 島田 和幸
社長執行役員 CEO
(コード番号:4921 東証第1部)
問合せ先 取締役執行役員 石神 幸宏
グループサポートセンター長
(TEL 045-226-1200)

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了 並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、2018年11月13日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第459条第1項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、2018年11月14日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2018年12月12日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けの終了をもって、2018年11月13日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

また、本公開買付けにより、2019年1月10日をもって当社の主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社ファンケル

(横浜市中区山下町89番地1)

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）

2018年11月14日（水曜日）から2018年12月12日（水曜日）まで（20営業日）

② 公開買付開始公告日

2018年11月14日（水曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,579 円

(注) 当社が2018年10月30日に公表した「株式分割及び定款の一部変更、配当予想の修正並びに株主優待の拡充に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、本公開買付けにおける公開買付期間中である2018年11月30日を基準日、2018年12月1日を効力発生日（以下、「本株式分割効力発生日」といいます。）として、当社普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって分割を行うこと（以下、「本株式分割」といいます。）を決定し、予定どおり本株式分割を実施いたしました。そのため、買付け等の価格は、本株式分割の効力の発生により当社普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって分割されることを考慮した後の価格（本株式分割効力発生日前の当社普通株式 1 株当たりの買付け等の価格（5,158円）を 2 で除した価格）を設定しております。

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

2019 年 1 月 10 日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下、「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から配当とみなされる金額を除いた部分の金額については、株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等（以下、「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株

式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

- (ii). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 超過予定数 | 応募数 | 買付数 |
|--------|------------|-------|------------|------------|
| 普通株式 | 8,528,000株 | 一株 | 7,754,000株 | 7,754,000株 |

(注) 当社は、本株式分割を決定し、予定どおり本株式分割を実施いたしました。そのため、買付け等を行った株券等の数は、本株式分割効力発生日後の株式数（本株式分割効力発生日前の株式数に2を乗じた数）を記載しております。

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ファンケル 横浜市中区山下町89番地1
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得の概要

- (1) 取得した株式の種類 普通株式
(2) 取得した株式の総数 7,754,000株
(3) 株式の取得価額の総額 19,997,566,000円
(4) 取得した期間 2018年11月14日（水曜日）から2018年12月12日（水曜日）まで
(5) 取得方法 公開買付けの方法による

(注1) 取得した株式の総数の発行済株式総数（130,353,200株。2018年12月13日現在。）に対する割合は5.95%です（小数点以下第三位を四捨五入）。

(注2) 取得した株式の総数は、本株式分割を予定どおり実施したことに伴い、本株式分割効力発生日後の株式数（本株式分割効力発生日前の株式数に2を乗じた数）を記載しております。

(注3) 株式の取得価額の総額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。

なお、本公開買付けの終了をもって、2018年11月13日開催の取締役会決議による会社法第459条第1項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 自己株式の取得に関する2018年11月13日開催の取締役会における決議内容

(1) 取得する株式の種類 普通株式

(2) 取得する株式の総数 8,528,100株（上限）

(3) 株式の取得価額の総額 22,000,000,000円（上限）

(4) 取得する期間 2018年11月14日（水曜日）から2019年1月31日（木曜日）まで

(注1) 取得する株式の総数の発行済株式総数（130,353,200株。2018年12月13日現在。）に対する割合は6.54%です（小数点以下第三位を四捨五入）。

(注2) 本公開買付けの決済の開始日は本株式分割効力発生日後の2019年1月10日を予定しておりますので、取得する株式の総数は、本株式分割効力発生日後の株式数（本株式分割効力発生日前の株式数（4,264,050株）に2を乗じた数）を設定しております。

III. 主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動が生じる経緯

当社は、2018年11月14日から2018年12月12日までを公開買付期間とする本公開買付けを実施していましたが、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社ケイアイ（以下、「ケイアイ」といいます。）より、ケイアイが保有する当社普通株式の一部である7,754,000株について本公開買付けに応募がありました。

そして、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数（8,528,000株）を超えないため、当社は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

そのため、本公開買付けの結果、本公開買付けの決済の開始日である2019年1月10日をもって、ケイアイは当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、当該異動に伴い、当社において主要株主は存在しないこととなります。

2. 異動する株主の概要

主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

| | | |
|---|-----------|------------------------|
| ① | 名 称 | 株式会社ケイアイ |
| ② | 所 在 地 | 東京都港区新橋2丁目5番1号 EXCEL新橋 |
| ③ | 代表者の役職・氏名 | 池森 賢二 |
| ④ | 事 業 内 容 | 不動産賃貸業 |
| ⑤ | 資 本 金 | 1億円 |

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

| | 議決権の数 (所有株式数) | 総株主の議決権の数 に対する割合 | 大株主順位 |
|------------------------|-----------------------------|---------------------|-------|
| 異動前 (2018年11月14日現在) | 157,150 個 (15,715,000 株) | 12.38% | 第1位 |
| 異動後 | 79,610 個 (7,961,000 株) | 6.68% | 第2位 |

(注1) 異動前の「議決権の数（所有株式数）」は、本株式分割効力発生日前の所有議決権の数（78,575個）及び所有株式数（7,857,500株）にそれぞれ2を乗じた数を記載しております。

(注2) 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、本株式分割効力発生日前の総株主の議決権の数（当社が2018年11月13日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された2018年9月30日現在の総株主の議決権の数である634,841個）に2を乗じた数（1,269,682個）を基準として算出しております。

(注3) 異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、上記（注2）の総株主の議決権の数（1,269,682個）より、本公開買付けにより当社が取得する当社普通株式（7,754,000株）に係る議決権の数（77,540個）を控除した数（1,192,142個）を基準として算出しております。

(注4) 「総株主の議決権の数に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注5) 異動後の大株主順位は、2018年9月30日現在の株主名簿を基準に推定しております。

4. 異動予定年月日

2019年1月10日（本公開買付けの決済の開始日）

5. 今後の見通し

本異動による当社の業績への影響はありません。

以 上